

土浦市議会議長 豊島 一男 様

「教育基本法改定」ではなく、その理念の実現を求める陳情書

中央教育審議会が「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」文部科学相に答申したのを受けて、与党教育基本法改正に関する協議会は改定に向けて議論を進めています。政府は2005年の通常国会に改正法案を提出する方針といっています。

教育基本法は戦前と戦時中の教育の反省の上に立って、日本国憲法の理念を実現し民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献する国民の育成を目指して制定されたものです。その理念は21世紀において世界に貢献する日本国民を育成するためのすばらしい理想を掲げたものであり、改正を必要とするものではありません。

中教審答申の中で求めている「国を愛する心」を新たに盛り込むことには、戦前の教育を振り返って考えるとき大きな問題を含んでいます。「お国のため」という言葉でどれだけの人たちが犠牲になったかを考えるとき、それが教育の場でどう使われるのかという疑念を持たないわけにはいきません。いまことさらに「愛国心」を盛り込まなくても、日本国民は立派に愛国心を持っています。教育基本法改定が憲法改定の動きと連動して語られている現状を見るとその危惧は大きいものがあります

また「公共の精神」を強調している点については、公共物を大切にするとか、みんなのために貢献するのは社会人としての当然の義務であり、教育基本法には「自発的精神を養い自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない」とうたわれているところです。このことをことさら改めて強調することは理解に苦しむところです。もしも公共の福祉のためという言葉で、個人の権利を奪うようなことが起こるとすれば論外といわざるをえません。

以上の2点だけをとってみても、いま教育基本法を改定しなければならない必然性はありません。貴議会において「教育基本法の改定」ではなく「教育基本法の理念の実現を求める陳情書」を採択され、地方自治法99条に基づいて政府関係機関に対して意見書を提出されますよう要望いたします。

2004年8月26日

霞ヶ浦町戸崎1319

土浦平和の会代表理事 斉藤 房雄

活動ごよみ

9・3 被爆体験を聞く会反省会（保険医協会）
 9・7 原水禁大会報告集会（1中地区公）
 9・19 県平和委常任委（水戸 青少年会館）
 9・24 土浦平和の会理事会（神立コミセン）
 9・25 県平和委理事会（水戸 福祉ボランティア）

10・9～11 平和の旅（飛騨高山 秋祭り）